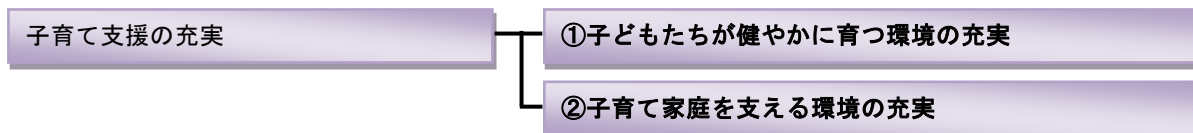


### 3. 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

#### 3-1 人にやさしいまち

##### (1) 子育て支援の充実

###### 【施策の体系】



#### ①子どもたちが健やかに育つ環境の充実

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎地域子育て支援センター事業の促進【福祉課】

私立保育園が運営する地域子育て支援センターを活用することで、子育て中の保護者や子どもが気軽に集い安心して意見交換ができ、育児について気軽に相談できる仲間づくりができる等、幅広い子育て支援が図られた。

また、地域においての子育て支援を行い、在宅で子育てを続けている保護者の不安や負担を軽減することができた。

##### ◎地域活動支援事業の促進【福祉課】

私立保育園6園において、地域の高齢者や小学生との多世代交流が図られた。また、地域の高齢者等の子育てへの支援参加が図られた。

##### ◎要保護児童対策地域協議会の設置【福祉課】

代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催することで、関係者との連携が図られ、要保護児童の家庭に対して適正な支援ができた。

##### ◎子ども家庭支援センターの設置【福祉課】

「ひとり親世帯・多子世帯等自立応援プロジェクト」や「ニッポン一億総活躍プラン」など国の施策を受け、貧困状態にある家庭や様々な問題を抱える家庭の子どもだけでなく親まで含めた子育て家庭を総合的に支援する体制の整備を行った。

##### ◎少子化対策の推進【福祉課】

少子高齢化が進展する中、高鍋町少子化対策ハンドブックを作成・全戸配布することで、誰もが子育てに関心を持ち、地域全体で子どもや子育て家庭を支援する環境を醸成することができた。

##### ◎子ども・子育て支援事業計画の策定【福祉課】

子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、地域全体で子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築するため、本計画を策定し、今後の子ども・子育て支援に関する具体的施策や方向性を明示することができた。

##### ◎臨床心理士による定期観察事業の実施【福祉課】

臨床心理士による定期観察を実施することで、支援の必要な児童を把握し、保育の仕方への助言を受けることができた。また、保護者への指導助言により、子どもの早期療育につなげることができた。

##### ◎障害児通所支援事業所の確保【福祉課】

未就学児のための児童発達支援と就学児のための放課後等デイサービスを行う通所支援事業

所を確保することで、町内の障がいのある子どもの療育支援と障がいのある子どもたちを持つ家庭の負担軽減を図ることができた。

#### ◎乳児家庭全戸訪問事業の実施【健康保険課】

保健師や母子保健推進員が、生後1～2か月の乳児のいる家庭を訪問し、育児などの相談、子育て支援情報の提供等を行うことで母親の育児不安の軽減を図ることができた。

#### ◎乳児・1歳6か月・3歳児健康診査事業の実施【健康保険課】

各発達段階に応じた健康診査を行うことで、疾病や発達の遅れを早期に発見して、乳幼児の健全な発育・発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ることができた。

#### ◎乳幼児相談事業、母子健康教室事業の実施【健康保険課】

保健師、管理栄養士、助産師、言語聴覚士や音楽療法士により、育児相談、言語訓練、母親（両親）学級、遊びの教室などを行うことで乳児家庭全戸訪問事業、健康診査事業と併せ妊娠、出産、育児の各時期を通して一貫した健康づくり及び子育て支援を行った。このことにより、子育てをしている保護者の不安の軽減や子どもの心身ともに健やかな成長を図ることができた。

#### ◎子育て情報サイト「ママフレ」の開設【福祉課】

高鍋町の知っておくと便利な子育てに関する行政サービスを分かりやすく紹介する情報サイトを開設し、新たな情報発信・周知ツールとして活用することができた。

また、スマートフォンでも利用できることから、子育て中の保護者が子育てに関する情報を簡単に入手することができるようになった。

#### ▼ファミリーサポートセンター利用者のマッチングの固定化【福祉課】

おねがい会員とおたすけ会員の登録者数は増加傾向にあるが、新しい組み合わせが増えていない。組み合わせの固定化は、安心して預けることができる一方、宿泊など長時間にわたり預ける事例も発生してきている、また、おたすけ会員の多様性を確保するためにも新しい組み合わせを促す必要がある。

#### ▼問題を抱える児童の診療・療育機関の整備【福祉課】

問題を抱える児童は増加傾向にあるが、西都児湯管内に発達障がい等の診療機関がなく、早期発見につながらず小学校就学後に様々な問題が発生しているため、障がいの早期発見・早期療育につながる診療・療育機関の整備が必要である。

#### ▼乳幼児の健康増進【健康保険課】

乳幼児期は、生涯にわたり身体と心の健康づくりの基礎となる生活習慣を培う重要な時期であるため、疾病・異常の早期発見・早期対応、保護者の育児不安軽減を目的として、妊娠、出産、育児の各時期を通して一貫した健康づくり及び子育て支援を行う必要がある。

#### ▼子育て情報サイト「ママフレ」利用者の増加【福祉課】

子育て情報サイト「ママフレ」は、手軽に、簡単に子育て情報を入手できるサイトであるが、維持管理費との費用対効果を向上させるためにも、多くの方に利用していただけるよう周知を図ることが必要である。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- 児童虐待などに迅速かつ適切に対応するため、要保護児童対策地域協議会の適正な運用に努めます。
- 子ども家庭支援センターでの相談・支援を通して、子どもの健やかな成長を図ります。
- 子ども及びその保護者が、自らの選択に基づいて多様な教育・保育施設や地域の子育て支援

事業を円滑に利用できるよう利用者支援事業に取り組みます。

- 子どもの貧困対策に関する各種施策を総合的に推進します。
- 地域と連携した子どもの見守りや支援により、子どもの健やかな成長を図ります。
- 発達障がい等の問題を抱える児童の早期発見・早期療育に繋がるよう、臨床心理士定期観察事業や就学に向けた園訪問による支援事業に取り組みます。
- 関係機関や西都児湯管内市町村と連携し、発達障がい等の問題を抱える児童の早期療育に繋がる診療・療育機関の整備に努めます。
- 乳児家庭全戸訪問などのきめ細かいサービスを通して、育児相談や子育て支援情報の提供を行い、子育て家庭の不安軽減を図ります。
- 妊産婦、乳幼児の健康増進を図るため、妊婦及び乳幼児健診等を実施します。また、年齢に応じた保健指導を充実し、健やかな子育てを支援します。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 地域の子育て支援事業等に積極的に参加するよう心がけます。
- 子育てに関する不安や悩みは抱え込まず、民生委員・児童委員などに気軽に相談します。
- 保護者は、保育園などの行事に積極的に参加するなど、連携して子どもの健やかな成長に努めます。

## ②子育て家庭を支える環境の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

### ◎ファミリーサポートセンターの設置【福祉課】

仕事の都合や育児疲れ、急用等により、一時的に子どもを預かって欲しいおねがい会員をおたすけ会員が支える育児の相互援助活動を行うネットワークづくりができた。

### ◎保育料の引き下げ【福祉課】

子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、保育料の見直し・引き下げを行うことで、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境を創ることができた。

### ◎延長保育の実施【福祉課】

町外事業所への就労や終業時間の都合により、保育園の就園時間内の送迎が困難な保護者に対して、延長保育を実施することで送迎時間を気にすることなく、安心して働くことができる環境を提供することができた。

### ◎休日保育の実施【福祉課】

日曜・祝日及び年末等、保護者の勤務等による休日保育のニーズに対応することで、保護者の保育に対する負担の軽減を図るとともに、安心して働くことができる環境を提供することができた。

### ◎一時預かりの実施【福祉課】

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、又は保護者の就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、様々なニーズに応じた保育サービスを提供することができ、子育てをしている親の不安や負担の軽減が図られた。

### ◎放課後児童クラブの実施【福祉課】

就業等により、家庭に保護者がいない小学生を預かることで、児童の健全育成を図ることができるとともに、保護者が安心して働くことができる環境を提供することができた。また、平成2

8年7月に新たな放課後児童クラブが運営を開始し、増加傾向にある利用希望者の受け入れに対応することができた。

#### ◎病後児保育事業の実施【福祉課】

保育園等に預けることができない病気の回復期にある児童を預かることにより、安心して働くことができる環境を提供することができた。

#### ◎障害児通所支援事業所の確保【福祉課】※再掲

未就学児のための児童発達支援と就学児のための放課後等デイサービスを行う通所支援事業所を確保することで、町内の障がいのある子どもの療育支援と障がいのある子どもたちを持つ家庭の負担軽減を図ることができた。

#### ◎認定子ども園・地域型保育事業の認定【福祉課】

子ども子育て支援新制度の施行により、町内の幼稚園2園が認定子ども園に、無認可保育園1園が地域型保育施設へ移行した。これにより子どもを受け入れる施設の拡充が図られ、保護者が安心して働くことができる環境を提供することができた。

#### ◎子ども医療費助成制度事業の対象年齢の拡充【福祉課】

子ども医療費助成制度（旧乳幼児医療費助成制度）の対象年齢を小学校修了前までに拡充することで、子どもが病院にかかったときの負担軽減を図ることができた。

#### ▼病児保育の実施【福祉課】

子どもが病気になったときにも楽しい1日と静養のため保育園で過ごすことができるよう、また、保護者も安心して仕事に出掛けられる安らぎとアドバイスを与えられる環境の整備が必要である。

#### ▼放課後児童クラブの拡充【福祉課】

現在、放課後児童クラブは、2小学校、2保育園、1幼稚園、1児童館で実施しているが、利用対象者が小学校6年生まで拡充されたことや共働き世帯の増加等により、利用希望者は年々増加しており、クラブのクラス数等の拡充が必要である。

#### ▼問題を抱える児童の診療・療育機関の整備【福祉課】※再掲

問題を抱える児童は増加傾向にあるが、西都児湯管内に発達障がい等の診療機関がなく、早期発見につながらず小学校就学後に様々な問題が発生しているため、障がいの早期発見・早期療育につながる診療・療育機関の整備が必要である。

#### ▼子ども医療費助成の拡充【福祉課】

子育て世帯の更なる負担軽減と児童の福祉向上を図るため、子ども医療費助成について、近隣自治体の状況や財源の有無等を勘案しながら、更なる拡充や無料化など検討する必要がある。

※平成29年10月から対象者を中学生まで拡充し、無料化を行う予定である。

#### ▼ひとり親家庭医療費助成の現物給付【福祉課】

子どもの貧困対策の一環として、現在、償還払いとなっているひとり親家庭医療費助成について、ひとり親家庭の負担軽減と受診抑制を防止し児童の福祉向上を図るため、給付方法の検討が必要である。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- ファミリーサポートセンター事業や子育て短期支援事業の利活用により、育児疲れ等の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 保護者が心のゆとりを持って子育てができ、育児と仕事等の社会的活動が両立できる環境づ

くりのため、放課後児童クラブの拡充に努めます。

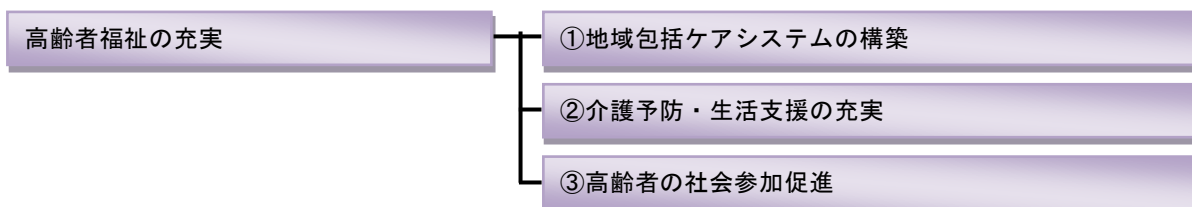
- 就労形態の多様化に対応する保育環境を維持するため、特別保育を実施します。
- 障がい児の通所支援事業所を町内に確保するよう努めます。
- 児童手当や子ども医療費助成などによる子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 将来を担う子どもを大切に、地域ぐるみで子育てに取り組みます。
- ファミリーサポートセンター事業の必要性を理解し、「おたすけ会員」への登録に努めます。
- 事業所等は、仕事と家庭の両立を積極的に支援します。
- 子育て家庭への支援制度に対する理解を深めます。

## (2) 高齢者福祉の充実

### 【施策の体系】



#### ①地域包括ケアシステムの構築

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎介護サービス等に関する総合相談窓口の設置【健康保険課】

地域包括支援センターを高齢者に関する総合相談窓口として位置づけ、介護サービスに関する相談はもとより、高齢者の権利擁護、虐待に関する相談等へ対応するための体制を整備することができた。

##### ◎高齢者の自立支援のためのサービス提供【健康保険課】

福祉用具の購入や住宅改修のサービスを提供することで、高齢者の自立を支援し、安心して在宅生活を送る環境整備を行うとともに、介護する家族の負担軽減を図ることができた。

##### ◎地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の整備【健康保険課】

地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の開設に向けて備品等の整備を支援し、住み慣れた地域で必要なときに必要なサービスを受けられる体制の整備を進めることができた。

##### ◎高齢者に関する各種相談窓口体制整備【健康保険課】

地域包括支援センターの各種有資格者による介護相談、高齢者虐待や権利擁護相談など高齢者に関する幅広い相談に対応することができた。

##### ◎高齢者見守り体制の充実【健康保険課】

緊急通報や健康相談ができる緊急通報システムを設置し、高齢者のみの世帯等でも、自立して安心した日常生活をおくるための体制を整備するとともに、高鍋町あんしん見守りネットワークや高齢者等発見ネットワークを構築し、地域住民や民間事業者等と連携して地域社会全体で高齢者、子どもや障がい者等、誰もが安心して生活できる環境を整備した。

### ◎認知症地域支援体制の充実【健康保険課】

児湯農業協同組合、金融機関、事業所、各種団体等で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深めるとともに、社会福祉協議会及び高鍋町認知症介護者のつどいと連携し、認知症介護者のつどいの毎月開催、蚊口地区での徘徊模擬訓練の実施、オレンジカフェ（認知症カフェ）のオープンなど地域全体で認知症の方やその家族の方を支える体制の充実を図った。

### ◎認知症サポーターの養成【健康保険課】

児湯農業協同組合、金融機関、保険会社等で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深めるとともに、地域全体で認知症の方を支える体制の充実を図った。

### ◎介護者の負担軽減【健康保険課】

介護中であることを示す介護マークや啓発ポスターを作成し、介護への理解を深め、介護者にやさしい社会づくりを推進することができた。また、社会福祉協議会と連携し、認知症介護者のつどいを毎月開催することで、介護者の心のケアに努めることができた。

### ▼高齢化の進展による介護給付費の増加【健康保険課】

高齢化の進展により、介護サービス受給者、介護給付費が増加している。今後、介護予防事業の充実による介護サービス受給者、介護給付費の抑制が必要である。

### ▼対応困難ケースの増加【健康保険課】

高齢化の進展に伴い、支援してくれる家族等のいない高齢者が増加している。今後、施設入所等の対応が難しいケースが増加すると懸念されるため、様々な高齢者に対応できる体制の構築が必要である。

### ▼独居高齢者への働きかけ【健康保険課】

介護予防事業の取り組みに合わせて、閉じこもり、うつ、認知機能の低下等の可能性のある高齢者の早期発見・早期対応を可能にする体制の整備が必要である。

### ▼地域包括ケアシステムの構築【健康保険課】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要である。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 介護保険制度の趣旨の啓発に努めます。
- 介護サービス基盤の整備に努めます。
- 介護サービスの質の向上に努めます。
- 介護保険の給付適正化に努めます。
- 地域密着型サービスの充実を図ります。
- 経済的な理由や家族等の支援が困難な高齢者に対する福祉サービス体制の構築に努めます。
- 地域包括支援センターの充実を図り、在宅福祉等の相談やサービスが総合的に提供できる体制づくりを推進します。
- 一人暮らし高齢者等を、地域全体で支え合っていく体制の確立に努めます。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度など高齢者の権利擁護を周知し、利用促進を図ります。
- 地域で安心して日常生活が送れるよう、緊急通報システムの普及を図ります。

- 在宅医療介護連携推進事業により切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努めます。
- 認知症サポーター養成講座を開催するとともに、介護マークの普及に努めます。
- 認知症介護者のつどいを毎月開催し、介護者の心のケアに努めます。
- 認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の予防や早期発見による重症化予防に努めます。
- 閉じこもり、うつ、認知機能の低下等の可能性のあるひとり暮らし高齢者の早期発見、早期対応に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 高齢者を地域全体で支えます。
- 介護サービス事業者は、利用者が満足する質の高いサービスの提供に努めます。
- 日頃から介護予防や健康づくりに努めます。
- 悩みや不安は抱え込まず、気軽に相談します。

## ②介護予防・生活支援の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

### ◎介護予防サービスの提供【健康保険課】

高鍋町地域包括支援センターが中心となり、介護予防サービスの相談・計画作成を行い、適切な介護予防サービスの提供を行うことができた。

また、ノルディックウォーキング教室、脳の健康教室、楽々体操、元気アップ教室及び高鍋いきいき百歳体操を実施し、いつまでも元気でいきいきと自立した生活ができるよう健康寿命延伸につながる取り組みを行うことができた。

### ◎介護予防の啓発【健康保険課】

運動機能向上のための介護予防パンフレットを作成し、出前講座等で幅広く活用することにより、介護予防の推進、啓発を行うことができた。

### ◎高齢者見守り体制の充実【健康保険課】（再掲）

緊急通報や健康相談ができる緊急通報システムを設置し、高齢者のみの世帯等でも、自立して安心した日常生活をおくるための体制を整備するとともに、高鍋町あんしん見守りネットワークや高齢者等発見ネットワークを構築し、地域住民や民間事業者等と連携して地域社会全体で高齢者、子どもや障がい者等、誰もが安心して生活できる環境を整備した。

### ▼介護予防・日常生活支援総合事業への移行【健康保険課】

地域の実情に応じた住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みを、効果的かつ効率的にサービスを提供できるように現行事業を見直し、平成29年度に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する必要がある。今後、高鍋いきいき百歳体操を中心とした住民主体の取り組みの町内全域での展開が必要である。

### ▼閉じこもりの防止【健康保険課】

高齢者クラブや各種社会活動に参加しない閉じこもりがちな高齢者に積極的に関わり、各種活動への参加を促し、生きがいつくりや介護予防を推進していく必要がある。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 保健・医療・福祉の連携による介護予防・日常生活支援事業を推進します。
- 筋力向上トレーニングやプールを活用した水中運動等による健康づくりを推進します。
- いきいき百歳体操等の各地域での普及により、介護予防に努めます。
- 生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握やニーズと資源のマッチングなど生活支援等サービスの提供体制を整備します。
- 閉じこもりがちな高齢者に積極的に関わり、各種活動への参加を促します。
- 民間事業者や各種団体と連携した地域見守り活動を推進します。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 積極的に介護予防事業や健康づくり事業、地域活動等に参加します。

## ③高齢者の社会参加促進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

### ◎高齢者クラブ活動の支援【健康保険課】

社会福祉協議会と連携し、グラウンドゴルフ大会、福祉・スポーツ大会や作品展示会等を開催することにより、高齢者クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいつくりや健康づくり等を推進することができた。

### ◎高齢者等多世代交流施設の利用促進【健康保険課】

高齢者等多世代交流拠点施設（ふれあい交流センター）の利用促進を行い、高齢者から子どもまで、健常者から障がい者までが気軽に集えるサロンのような場所として活用することができた。

### ◎高齢者や障がい者が集う場の整備【健康保険課】

中央公園と正ヶ井手児童公園に整備した健康遊具の活用により、障がい者や高齢者の運動機能の向上や閉じこもり防止を図ることができた。

### ◎シルバー人材センター等との連携による雇用対策の推進【健康保険課】

雇用対策の推進とともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくり、高齢者の生きがいつくりが図られた。

### ▼高齢者の雇用対策【健康保険課】

元気な高齢者の経験や技術、知識を生かし、社会参加の場を提供するため、シルバー人材センター会員の就業機会の確保や拡大に向けた新規事業創出が必要である。

### ▼高齢者等多世代交流拠点施設の活用【健康保険課】

平成24年度に整備した高齢者等多世代交流拠点施設を、様々な活動の場となるための利用促進に向けた広報活動が必要である。また、多世代の生きがいつくりや健康づくりの場となるよう教育機関や福祉機関等と連携が必要である。

### ▼高齢者クラブ活動の活性化【健康保険課】

高齢者の生きがいと健康づくり、また支え合える地域づくりのため、高齢者クラブの活性化が必要である。



## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 高齢者同士の交流を図るため、高齢者クラブの活動を支援します。
- スポーツや文化活動を通して、高齢者の能力や経験が生かされる地域づくりに努めます。
- ふれあい交流センターを活用し、高齢者から子供、健常者から障がい者（児）までが気軽に集える環境づくりに努めます。
- シルバー人材センターと連携し、高齢者の能力を生かした就業機会の確保を図ります。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 高齢になっても様々な活動を通じて交流を図り、生きがいをづくりに努めます。
- 事業者は、高齢者の雇用に努め、その持てる能力を活用します。

## (3) 障がい者（児）福祉の充実

### 【施策の体系】

障がい者（児）福祉の充実

①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立

#### ①障がい者（児）の自立と地域における生活支援体制の確立

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎高鍋町障がい者自立支援協議会の設置【福祉課】

本町障がい福祉施策の諮問機関である自立支援協議会を設置し、就労・当事者・事業所・教育・農業などの関係機関と協議を行うことで、障がい者（児）の自立と社会参加の促進のための課題抽出や不足している社会資源の協議・検討を行うことができた。

##### ◎障がい者の雇用機会の拡大【福祉課】

就労系サービス事業所やハローワーク、たかなべ障がい者就業・生活支援センターなどの雇用関係機関と協議・連携を行った。また、町内に就労系サービス事業所が新設され、障がい者の就労訓練及び雇用の場の拡大を図ることができた。

##### ◎基幹相談支援センターの設置【福祉課】

身体、知的及び精神障がい者（児）やその家族等の相談を総合的に行う基幹相談支援センターを設置し、情報提供や日常生活における支援など幅広い相談支援を行うことができた。また、障がい者（児）虐待防止の通報窓口として相談受付や虐待防止啓発を行い、制度の周知を図ることができた。

##### ◎物品調達推進方針の作成及び公表【福祉課】

毎年度本町の調達実績や調達方針を作成し公表することで、障がい者就労施設等からの物品調達の促進を図ることができた。

##### ◎自発的活動支援事業補助金の創設

障がい者（児）やその家族及び地域住民等による自発的な取り組みを支援する補助金を創設し、ピア活動や地域ボランティア活動の推進を図ることができた。

##### ◎理解啓発促進事業の実施【福祉課】

理解啓発パンフレットを作成し出前講座や自治公民館長へ説明するとともに、高鍋城灯籠まつ

りに当事者ブースを設け理解啓発チラシを配布し、「障がい」や「障がい者（児）」に対する理解を深めることができた。

#### ◎発達障がい児への支援【福祉課】

発達障がい児・者親の会「キャンパス☆キッズ」に補助を行うことにより「障がい児・者地域コミュニティあかとんぼ」の円滑な運営に寄与するとともに、障がい児・者やその家族、支援者の相談支援を行うことができた。

#### ◎在宅障がい者（児）と介護者の負担軽減【福祉課】

居宅介護サービス（入浴等の身体介護、掃除・調理等の家事援助）、短期入所サービスの利用や住宅改造補助事業、ねたきり老人等介護手当支給、その他のサービス提供により、障がい者（児）と介護者の日常生活における負担軽減等が図られた。

#### ◎計画相談の完全導入【福祉課】

障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する全ての障がい者（児）に計画相談を完全導入したことにより、対象者の状況や要望を詳細に把握することができ、障がい者（児）や家族のニーズにあったサービスの周知・利用促進が図られた。

#### ◎相談支援体制の充実【福祉課】

基幹相談支援センターの設置や相談支援事業委託を実施する事により、地域生活における支援体制の充実が図られた。

#### ◎精神保健福祉ボランティア養成講座の開催【福祉課】

障がい者（児）の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材（ボランティア）を育成する養成講座を開催することにより、精神障がい者への理解促進と地域への移行・定着を図ることができた。

#### ◎自立支援協議会でのサービス内容等の協議【福祉課】

協議会内でサービス内容の変更や新規サービスの導入に向け協議を行い、訪問入浴の導入、日中一時送迎・入浴加算の新設、移動支援の要件緩和等に取り組むことで、障がい者（児）への支援の幅を広げることができた。

#### ▼障がい者の自立と雇用確保【福祉課】

就労系サービス事業所は増加傾向にあるが、障がい者を雇用する一般企業はまだ少なく働く場の確保が難しい。障害年金以外の収入の確保が難しいため自立が困難である。

#### ▼権利擁護の推進【福祉課】

知的障がい者や精神障がい者の成年後見制度の更なる利用促進に向けた啓発や周知が必要である。また、障がい者（児）虐待防止に向けた更なる啓発や周知が必要である。

#### ▼難病患者への障害福祉サービス等の周知【福祉課】

法律改正により難病患者も障害福祉サービス等の利用が可能となったが、実際の障害福祉サービス等の利用が低調であるため、利用促進に向けた啓発や周知が必要である。

#### ▼障害者差別解消法の周知【福祉課】

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」について十分な周知がなされていないため、更なる制度周知を図る必要がある。

#### ▼地域移行・定着の推進【福祉課】

障害者基本計画（国）や宮崎県障がい福祉計画において、長期施設入所者や長期入院者を地域へかえす成果（数値）目標が設定されており、地域移行から地域への定着までの実効性のある対策の実施が必要となっている。

#### ▼グループホームの不足【福祉課】

地域で生活する場であるグループホームが不足しており待機状態の方がいる。町外のグループホームも不足しており、地域移行・定着の推進のためにもグループホームの確保が必要である。

#### ▼重度障がい児のサービス事業所の不足【福祉課】

児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児を療育する障害児通所支援サービス事業所が現在町内に3事業所ある。以前よりは増加したが、医療的ケアが必要な重度の障がい児を預かれる事業所はない。今後、サービス事業所の確保を図っていく必要がある。

#### ▼計画相談支援事業所の確保【福祉課】

町内の計画相談支援事業所が減少し、現在2事業所のみとなっており、新規で障害福祉サービスを利用する人の計画相談の作成に支障がでてきている。計画相談支援事業所の確保を図る必要がある。

#### ▼重度心身障害者医療費助成事業の新しい還付方法の検討【福祉課】

重度心身障がい者（児）の医療費負担軽減を図るため行っている重度心身障害者医療費助成について、現在外来分については償還払いとなっている。重度心身障がい者（児）の申請の負担軽減と職員の入力作業軽減を図るため、自動還付方式等への検討が必要である。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

- 「障がい」や「障がい者（児）」に対する理解が一層深まるよう、町民への意識啓発を図ります。
- ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者の雇用機会の拡大に努めます。
- 障がい者（児）への情報提供や日常生活での支援など、幅広い施策に取り組みます。
- 障がい者（児）への広報や情報提供を行うために欠かせない手話や点訳等の各種ボランティア団体の活動を支援します。
- 知的障がい者や精神障がい者の成年後見制度の利用促進を図ります。
- 難病患者への障がい福祉サービスの啓発・周知を図ります。
- 障がい者（児）の虐待防止に向けた啓発や制度の周知を図ります。
- 障がい者就労施設等からの物品の調達に努めます。
- 障がい福祉サービスの充実を図るとともに、地域生活支援事業の充実に努めます。
- 関係機関と連携を図り、障がい者（児）の地域生活への移行を支援します。
- 地域生活におけるサポート体制の整備等、地域に定着するための支援体制の充実に努めます。
- 障がい福祉サービスの利用促進に向けた周知・啓発を行います。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 障がい者（児）への正しい理解と必要な手助けを自然に行える「心のバリアフリー」に努めます。
- 事業主は、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の雇用に努めます。
- 障がい者（児）への理解を深め、地域で見守り、支え合う体制づくりに努めます。
- 障がい者（児）が気軽に立ち寄れる居場所づくりに努めます。

## (4) 地域福祉活動の推進

### 【施策の体系】

地域福祉活動の推進

①地域福祉活動の推進

#### ①地域福祉活動の推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎地域の福祉力向上【福祉課】

福祉団体や障がい者団体の活動を支援することで地域福祉活動の推進が図られた。

##### ◎日常生活における支援【福祉課】

社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動により、就業や生活相談の充実、経済的自立の助長、生活意欲の向上が図られた。

##### ◎高鍋町地域福祉計画の策定【福祉課】

すべての町民が、住み慣れた地域で、いつまでも安心していきいきと暮らせるよう「地域における福祉サービスの適切な利用の推進・地域福祉のための事業の健全な発達・地域福祉活動への住民の参加の促進」を一体的に定める地域福祉計画を策定した。

##### ▼ニーズの多様化による体制の整備【福祉課】

地域社会におけるニーズが多様化しており、行政や社会福祉協議会だけでは対応が難しい状況にある。子どもや高齢者、健常者や障がい者などの垣根を越えて、地域社会全体で対応する体制の整備が必要である。

##### ▼社会福祉協議会の活動の充実【福祉課】

地域福祉の中心となる社会福祉協議会の活動の充実を図るため、社会福祉協議会自身がその存在意義や今後の方向性を決定していく必要がある。

##### ▼高鍋町地域福祉活動計画との連携【福祉課】

地域福祉計画の策定を受け、今後、具体的に計画を推進するため社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携していく必要がある。

### 【目標を達成するための役割分担】

#### ◆町が取り組むこと

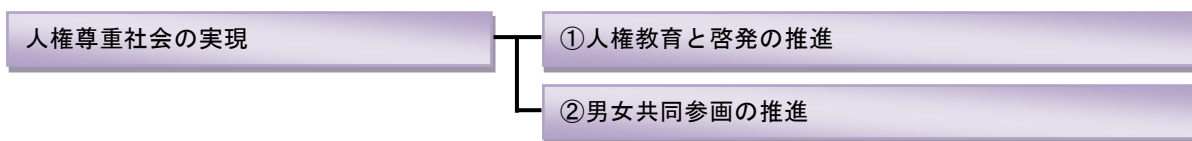
- 地域福祉に対する理解と意識の高揚を図るため、研修会の開催や広報を通じて啓発活動を推進します。
- 地域に密着した福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会機能の充実強化に向けた取り組みを支援します。
- 地域福祉の充実のため、民生委員・児童委員や地区公民館などの連携強化を図り、誰もが地域で安心して生活できる体制づくりに努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 地域における様々な課題を解決するために、地域一体となって連携し、住みよい地域づくりを図ります。
- 社会福祉協議会において地域福祉計画に基づく地域福祉活動計画を作成し、地域福祉の推進に向けた具体的取り組みを進めます。

## (5) 人権尊重社会の実現

### 【施策の体系】



#### ①人権教育と啓発の推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎人権啓発活動の実施【政策推進課】

人権擁護委員の日（6月1日）、人権週間（12月4日～12月10日）に併せて人権擁護委員の協力のもと街頭啓発を実施した。啓発グッズやパンフレット等の配布を行い、人権意識の高揚を図った。

##### ◎夏休みふれあい映画祭の開催【政策推進課】

人権意識の高い子どもの育成を図るため、小・中学生を対象に人権啓発映画を上映する夏休みふれあい映画祭を開催した。同時にチラシ等を配布するなど啓発も行った。

##### ◎高鍋城灯籠まつりでの啓発活動の実施【政策推進課】

高鍋城灯籠まつりの開催にあわせて、啓発物品を配布するなど人権意識の高揚を図った。

##### ◎人権・なやみごと相談所の開設【政策推進課】

毎月1回、人権・なやみごと相談所を開設し、虐待、差別、いじめ・体罰、離婚、相続問題、金銭トラブル等の多様な相談に対して、人権擁護委員が問題の整理やアドバイスを行い相談者の不安解消や問題の解決を図った。

##### ◎いきいきふれあいリレー啓発展の開催【政策推進課】

毎年、役場ロビーで人権問題に関連した啓発パネルの掲示やパンフレット等の配付を行い、人権の啓発を図った。

##### ◎「人権の花」運動の実施【政策推進課】

子どもが協力し合いながら花を育てることによって、子どもたちに思いやりの心を育ててもらうことを目的とした「人権の花」運動を平成27年度に実施し、人権に対する意識の醸成を図ることができた。

##### ▼町民の人権意識の高揚【政策推進課】

人権に関する教育や啓発活動は、学校教育や社会教育など各所で取り組んでいるが、今なお様々な問題が存在しており、人権を尊重する意識が浸透しているとは言い難い状況にある。更なる人権意識の高揚を図るため、学校や家庭などあらゆる場面での人権教育を進めていく必要がある。

##### ▼人権問題に関わる指導者の育成【政策推進課】

同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて、職場や地域において人権啓発の指導者育成を図る必要がある。

##### ▼障害者差別解消法の周知【福祉課】※再掲

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」について十分な周知がなされていないため、更なる制度周知を図る必要がある。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 差別のない地域社会をつくるため、人権尊重を推進します。
- 広報啓発活動を推進し、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。
- 同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向け、職場や地域において人権啓発に関わる指導者の育成を図ります。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 人権を尊重し、思いやりをもって行動します。
- 講演会等への積極的な参加や家庭における人権教育に取り組みます。

## ②男女共同参画の推進

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

### ◎第2次高鍋町男女共同参画プランの策定【政策推進課】

町民意識調査の結果及び関係各課の意見・提案等をふまえ、平成27年度に、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画を含む第2次高鍋町男女共同参画プランを策定、概要版を全戸配布し、啓発を行うことができた。

### ◎「女性による地域づくり提言講座 in たかなべ」の開催【政策推進課】

高鍋町在住及び在勤の女性が集い、地域で暮らす女性たちが住みよい地域の在り方について学習をし、提言発表を行うことにより、地域づくりに対する意識の醸成が図られた。

### ◎男女共同参画社会の推進【政策推進課】

毎年、各種団体からの推薦委員で構成する高鍋町男女共同参画推進懇話会を設置し、研修会を実施した。また、高鍋城灯籠まつりにあわせて啓発物品等の配布等を行い、男女共同参画社会の実現に向けた町民意識の高揚を図った。

平成27年度には、プラン改訂に合わせて町職員を対象とした研修を実施し、男女共同参画社会実現の必要性や意義について周知を図ることができた。

### ▼各種審議会等の女性登用【政策推進課】

本町のあらゆる施策に男女共同参画を反映させていくため、各種審議会委員への女性登用を図っているが、高鍋町男女共同参画プランでの女性登用率目標30%には達していないため、更なる登用を図る必要がある。

### ▼団体等との連携・支援による男女共同参画社会の推進【政策推進課】

男女共同参画社会の推進には、地域における多様な主体との連携・協働による様々な場面での学習・啓発活動が効果的であるため、連携や支援の対象となる団体等の育成を図っていく必要がある。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 各種審議会や委員会委員など様々な分野への女性の積極的な参画を支援します。
- 性別にとらわれることなく、幅広い人材の活用・登用に努めます。

---

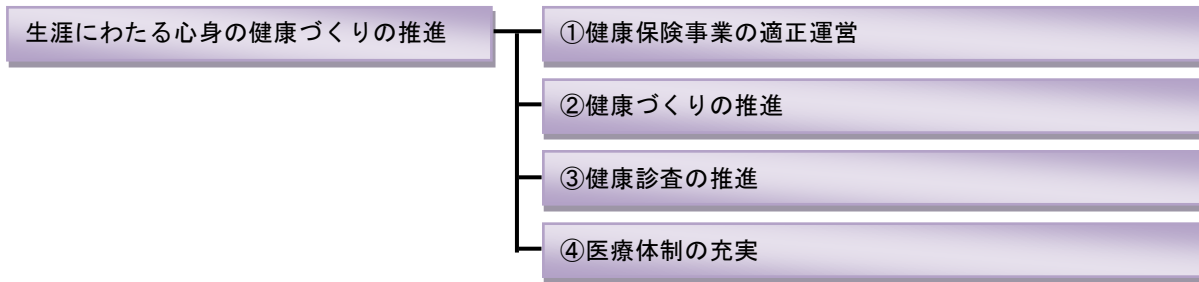
◆町民・事業者等としてできること

- 男女がお互いを尊重し、家庭や地域で支え合いながらその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに努めます。
- 事業者は、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを目指します。

### 3-2 健康に暮らせるまち

#### (1) 生涯にわたる心身の健康づくりの推進

##### 【施策の体系】



##### ①健康保険事業の適正運営

【第5次総合計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

###### ◎医療費適正化への取り組み【健康保険課】

適正受診等についてのチラシを作成し、保険証発送時に同封した。その他啓発パンフレットも活用して、様々な呼びかけを心掛けている。特にジェネリック医薬品の使用を促進するため、保険証交付時に使用促進カードを配布、また対象者には使用した際の差額について通知した。

###### ◎特定健診受診率向上・保健指導への取り組み【健康保険課】

受診率向上のため、節目年齢を設定したエコー検査のほか、心電図・貧血検査の実施、胃がんリスク検診（ABC検診）、尿蛋白定量検査の導入、特定健診の無料化、まいづるカード会と提携したポイント付与、高鍋信用金庫と連携した定期預金利率の優遇制度など魅力ある健診を目指した。また、保健指導を受けた方にオプションとして、糖負荷検査やプール・フィットネスクラブの利用券を配布し、指導を受けやすい環境づくりが図られた。

###### ◎温泉無料保養券の交付【健康保険課】

後期高齢者を対象に、健康づくりへの寄与を目的として、年に6回分の温泉無料保養券を交付した。

###### ▼医療費の適正化【健康保険課】

多受診や重複受診の問題だけではなく、高額な医療が1件増えるだけでも町の医療費には大きな影響があるため、日ごろの正しい生活習慣や年に1回の健診受診の重要性について啓発していくことが必要である。

###### ▼特定健診受診率の向上【健康保険課】

「年に1回の受診」という意識づけのためには、より受診しやすい環境と充実した内容の健診でなければならない。更なる魅力ある健診等にすることによって受診率向上につなげる取り組みが必要である。

##### 【目標を達成するための役割分担】

###### ◆町が取り組むこと

- 医療費の適正化などによる国民健康保険・後期高齢者医療保険特別会計の財政基盤強化と長期的・安定的運営を図ります。
- 国民健康保険については、平成30年度から県が財政運営の責任主体となるため、県と連携した対応を行います。
- 特定健診受診率向上のため、受診しやすい環境づくりと健診内容の充実を図ります。
- 健診の推奨やかかりつけ医の重要性を啓発・周知します。



## ◆町民・事業者等としてできること

- 医療保険や介護保険への正しい理解を深め、生活習慣の改善や予防活動に努めます。
- 医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品を利用します。

## ②健康づくりの推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

### ◎健康づくり計画の見直し【健康保険課】

生活習慣病を予防し、町民が健やかに心豊かに生活するために、健康づくりの3本柱「栄養・運動・休養」と健康診査受診等の予防活動を、ライフステージごとに具体的にまとめ平成24年4月に策定した「高鍋町健康づくり計画」の中間評価と見直しを平成29年3月に行った。

### ◎母子保健事業の推進【健康保険課】

子どもが健やかに生まれ育つことを目指し、妊娠、出産、育児の各時期を一貫して支援するため、母子健康手帳交付から、母親（両親）学級・乳幼児健康診査・乳幼児相談・各種教室などを行うことで、保護者の不安の軽減や子どもの心身ともに健やかな成長を図ることができた。

### ◎生涯にわたる健康づくりの推進【健康保険課】

がん検診などの各種健診や健診後のフォローを行うとともに、各地区婦人部や各団体で健診の必要性や生活習慣病予防、心の健康づくりについての出前講座・出前健康相談を行い心身の健康づくりを図ることができた。

### ◎感染症の予防と拡大防止対策の推進【健康保険課】

高齢者に対しては、インフルエンザや肺炎球菌予防接種事業、結核検診を行った。乳幼児に対しては、定期予防接種の実施のほかロタウイルスなどの任意予防接種を行い、感染症の予防と拡大防止を図ることができた。

### ◎自殺予防・こころの健康づくり対策の推進【健康保険課】

講演会の開催や各地区や団体での出前講座を実施するとともに、こころの健康づくりやこころの健康相談窓口等に関するリーフレットを全戸配布し、自殺予防やこころの健康づくり対策の推進を図ることができた。

### ◎高鍋町食育推進計画に基づく事業の推進【健康保険課】

町民が「食」に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにより、健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、高鍋町食育推進計画に基づき保育園・幼稚園、学校、子ども会、その他団体での調理実習・講話等の出前講座を実施した。また、行政だけではなく児湯農業協同組合など各種団体と連携して食育に関する事業を展開し、食育の推進を図ることができた。

### ◎健康づくりセンタープールの活用【健康保険課】

健康づくりセンタープールを活用した健康教室等を開催することにより、町民の健康増進や体力の向上を図ることができた。

### ▼健康寿命の延伸【健康保険課】

子供から高齢者まで全ての町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するために、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善など健康寿命延伸に向けて、健全な食生活や運動習慣定着のための取り組みが必要である。

## 【目標を達成するための役割分担】

### ◆町が取り組むこと

- 健康づくりセンター内プールを活用した健康づくりに努めます。
- 小児から高齢者まで一貫した健康づくり体制が重要であるため、幼少期から食事や運動をはじめとする生活習慣づくりの推進を図ります。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 定期的な運動やバランスのとれた食生活により、いつまでも元気で自立した生活が過ごせるよう、健康づくりに努めます。

## ③健康診査の推進

【 第5次総合計画 実績等と課題 】    ◎＝実績等    ▼＝課題

### ◎健康診査の充実【健康保険課】

30歳及び35歳を節目年齢として特定健診と同じ内容の健康診査を行い疾病の早期発見、早期治療を図った。

### ◎各種検診の実施と受診率向上への取り組み【健康保険課】

大腸・子宮・乳がん検診については、集団検診のほか、より受診しやすいように医療機関での個別検診も実施した。また、5歳刻みの節目年齢の対象者にクーポン券を送付し受診を促進した。

肝炎ウイルス検査については、特定健診と同時に実施し、5歳刻みの節目年齢の対象者に個別勧奨を行い、受診者の増加を図った。

### ◎特定健康診査の実施と健康診査時の指導の充実【健康保険課】

食品を展示し、栄養のバランス・一日の必要量・エネルギー量を視覚的に伝えることで、食生活習慣を見直すための取り組みを行った。また、健診の継続受診や生活習慣病予防等のスライドを作成し、受診者全員に見てもらするなど指導の充実を図った。

### ◎特定保健指導および健診事後指導の充実【健康保険課】

特定保健指導の対象者には、栄養や運動について個々に応じた指導を行い、生活習慣病の予防につなげた。また、特定保健指導対象者以外の事後フォローが必要な人には、病院受診勧奨や生活習慣の改善を促した。

### ◎特定健診の受診率向上のための取り組み【健康保険課】

電話での受診勧奨のほか、訪問による受診勧奨を行うことにより、受診率向上に取り組んだ。また、生活習慣病治療中の方に対しては、医療機関から血液検査等の情報提供を受け、未受診対策を行った。

### ▼各種がん検診の実施体制の整備【健康保険課】

がん検診の実施方法や指針の変更により、がん検診のあり方も変化してきているので、国の指針や動向をみながら、検討していく必要がある。また、対象者の把握と未受診者への受診勧奨についても併せて進めていく必要がある。

### ▼特定健康診査未受診者に対する対策【健康保険課】

健診受診者は増加しているが、年1回の継続受診につながっていない場合も多い。未受診の理由を調査分析し、受診率向上に努める必要がある。

### ▼健診受診後の特定保健指導や生活習慣病予防の継続的支援【健康保険課】

重症化予防や、生活習慣病の改善には継続的なフォローが必要である。また、長年積み重ねて

きた生活習慣の改善は困難なため、子どもの頃からの生活習慣病の予防に対する意識付けが必要である。

#### 【目標を達成するための役割分担】

##### ◆町が取り組むこと

- 各年齢層に応じた疾病の早期発見、早期治療のための特定健診及び各種健（検）診を実施します。
- 重症化予防や生活習慣病の改善のため、健診受診後も継続的な保健指導に努めます。
- 特定健康診査未受診者の調査分析を行い、受診率の向上に努めます。

##### ◆町民・事業者等としてできること

- 病気の早期発見・早期治療のため、自ら健康診査等を受診します。

#### ④医療体制の充実

【 第5次総合計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

##### ◎適正な医療サービスに向けた医療体制・医療施設の整備充実【健康保険課】

医師会、歯科医師会、高鍋保健所等の関係機関と連携し、住民が安心して医療サービスを受けることができる高度な医療体制・医療施設の整備が図られた。

##### ◎救急医療体制の整備【健康保険課】

西都児湯医療センターや宮崎市夜間急病センターの休日、祝日及び夜間における急病救急診療運営費やドクターヘリ運行経費の一部を負担することで救急医療体制を整えることができた。

##### ▼高度医療の充実、救急医療体制の整備【健康保険課】

必要な医療を適切に受けられる体制を構築するため、更なる高度医療の充実、救急医療体制の整備が必要である。

#### 【目標を達成するための役割分担】

##### ◆町が取り組むこと

- 町民に適正な医療サービスを提供するため、医師会や保健所等の関係機関と連携しながら救急医療体制の充実を図ります。

##### ◆町民・事業者等としてできること

- 安心して地域生活が送れるよう、かかりつけ医を持ちます。